

平成25年第4回紀の川市議会定例会 第2日

平成25年12月13日（金曜日） 開 議 午前 9時28分

散 会 午前11時40分

◎議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第122号 紀の川市営駐車場条例の一部改正について

議案第123号 紀の川市税条例の一部改正について

議案第124号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第125号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第126号 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例の一部改正について

議案第127号 紀の川市斎場条例の一部改正について

議案第128号 紀の川市ふれあいコミュニティセンター条例の一部改正について

議案第129号 紀の川市介護予防拠点施設条例の一部改正について

議案第130号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第131号 紀の川市介護保険条例の一部改正について

議案第132号 紀の川市保健福祉センター条例の一部改正について

議案第133号 紀の川市農村改善センター条例の一部改正について

議案第134号 紀の川市農村婦人の家条例の一部改正について

議案第135号 紀の川市青洲の里施設条例の一部改正について

議案第136号 紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正について

議案第137号 紀の川市観光自動車駐車場条例の一部改正について

議案第138号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について

議案第139号 紀の川市都市公園条例の一部改正について

議案第140号 紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第141号 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第142号 紀の川市河北河南水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第143号 紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第144号 紀の川市学校施設使用条例の一部改正について
- 議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について
- 議案第146号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について
- 議案第147号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第148号 紀の川市公民館条例の一部改正について
- 議案第149号 紀の川市教育集会所設置条例の一部改正について
- 議案第150号 紀の川市IT親子ホール条例の一部改正について
- 議案第151号 紀の川市歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 議案第152号 紀の川市文化施設条例の一部改正について
- 議案第153号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第154号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正について
- 議案第155号 紀の川市立調月北部集会所条例の廃止について
- 議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第157号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第158号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第159号 権利の放棄について
- 議案第160号 権利の放棄について
- 議案第161号 権利の放棄について
- 議案第162号 権利の放棄について
- 議案第163号 権利の放棄について
- 議案第164号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第165号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第166号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第167号 紀の川市道路線の廃止について
- 議案第168号 紀の川市道路線の廃止について
- 議案第169号 紀の川市道路線の廃止について
- 日程第3 議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議会広報特別委員会の設置について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおりに

○出席議員（22名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	11番 亀岡雅文	12番 村垣正造
13番 竹村広明	14番 杉原勲	15番 西川泰弘
16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則	18番 上野健
19番 石井仁	20番 川原一泰	21番 森田幾久
22番 高田英亮		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	田中啓吾

（開議 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議を開きます。

議事に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（高田英亮君） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、報告1、昨日議会運営委員会において、会期中の議事日程について御協議いただき、決定された議事予定表をお手元に配付しております。

報告2、第26回近畿市町村広報紙コンクールにおいて、本市議会発行の「こんにちは議会です」が、「奨励賞」を受賞いたしました。御苦勞をいただいた委員の勞をねぎらうとともに、今後も議員が協力し合い、よりよい紙面づくりに励んでいただきたいと思います。

続いて、報告3、市長より、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったとの報告が同条第2項の規定によりありました。また、教育委員会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、紀の川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、御確認願います。

その他の報告につきましても、お手元にお配りしておりますので、報告にかえ、御了承賜りたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について から 議案第169号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（高田英亮君） 日程第2、諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦についてから議案第169号 紀の川市道路線の廃止についてまで、49件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

それでは、今定例会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、諮問1議案、条例の一部改正・制定廃止に係る議案34議案、平成25年度各

会計補正予算に係る議案3議案、権利の放棄議案5議案、主要路線の認定議案3議案、市道路線の廃止議案3議案、計49議案であります。

その概要を申し上げます。

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦については、紀の川市人権擁護委員のうち、1名が平成26年3月31日に任期満了となるため、小坂欣也君を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第122号 紀の川市営駐車場条例の一部改正については、消費税率の改定に伴う所要の改正及びパークアンドライド推進のための駐車料金を改定するものであります。

議案第123号 紀の川市税条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第124号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第125号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第126号 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例の一部改正について、議案第127号 紀の川市斎場条例の一部改正について、議案第128号 紀の川市ふれあいコミュニティセンター条例の一部改正について、議案第129号 紀の川市介護予防拠点施設条例の一部改正についての4議案は、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第130号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正については、消費税率の改定及び老人憩の家ともぶち荘の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第131号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第132号 紀の川市保健福祉センター条例の一部改正について、議案第133号 紀の川市農村改善センター条例の一部改正について、議案第134号 紀の川市農村婦人の家条例の一部改正について、議案第135号 紀の川市青洲の里施設条例の一部改正についての4議案は、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第136号 紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正については、施設及び設備の整備並びに消費税率の改定に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第137号 紀の川市観光自動車駐車場条例の一部改正について、議案第138号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について、議案第139号 紀の川市都市公園条例の一部改正についての3議案は、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うもの

であります。

議案第140号 紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定については、消費税率の改定等に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第141号 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案142号 紀の川市河北河南水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定については、消費税率の改定等に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第143号 紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正について、議案第144号 紀の川市学校施設使用条例の一部改正についての2議案は、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正については、河南学校給食センターの新設に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第146号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正については、消費税率の改定に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第147号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、社会教育委員が公民館運営審議会委員を兼務することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第148号 紀の川市公民館条例の一部改正について、議案第149号 紀の川市教育集会所設置条例の一部改正について、議案第150号 紀の川市IT親子ホール条例の一部改正についての3議案は、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第151号 紀の川市歴史民俗資料館条例の一部改正については、施設管理の見直しに伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第152号 紀の川市文化施設条例の一部改正については、消費税率の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第153号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正については、施設の整理及び消費税率の改定に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第154号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正については、消費税率の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第155号 紀の川市立調月北部集会所条例の廃止については、地域の振興を図り、地域の自主性を尊重し、自治区に移管するものであります。

議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）についてから議案第158号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3議案については、事業執行における過不足額の調整等による補正であります。

議案第159号、議案第160号の権利の放棄については、回収が不能となった市営住

宅使用料に係る債権の権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第161号から議案第163号の権利の放棄については、回収が不能となった住宅新築資金貸付金及び住宅取得資金貸付金に係る債権の権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第164号から議案第166号の紀の川市道路線の認定については、寄附により取得した新設道路、都市計画道路区域変更及び民有地部分供用廃止により、紀の川市道路線として認定いたしたく提案するものであります。

議案第167号から議案第169号の紀の川市道路線の廃止については、河川占用廃止、都市計画道路区域変更及び民有地部分供用廃止により、紀の川市道路線の廃止するものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をさせますので、御審議の上、御承認、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、諮問第7号の人権擁護委員候補者の推薦について、御説明させていただきます。

議案書1ページをお願いします。

今回、人権擁護委員1名が、来る平成26年3月31日をもって任期満了となるため、人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく諮問するもので、人権擁護委員法の規定により、市町村長はその市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められており、これにより議会の意見を求めるものでございます。

住所、紀の川市桃山町調月351番地、氏名、小坂欣也、生年月日、昭和26年10月12日生まれ、62歳、再任でございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。以上、よろしく願いいたします。

なお、略歴等につきましては、議案書115ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で、諮問第7号の説明を終わります。

○議長（高田英亮君） 企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） おはようございます

補足説明をさせていただく前に、先ほど市長から説明がありました消費税法改正に伴う関連26条例の一部改正の基本的な方針を総括して説明申し上げます。

消費税率の改定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税の一部を改正する法律により消費税法の一部が改正され、現行の

5%を平成26年4月1日から8%にすることが決定されたものでございます。この法律改正により、使用料等関連条例を改正するところでございますが、条例改正の基本的な方針といたしまして、水道料金及び下水道使用料は内税とし、それ以外は全て外税とした価格を規定し、100分の108を乗じる消費税の計算は、10円未満を切り捨てる旨の規定を設けることとしています。

なお、利用者の料金表などにつきましては、支払い総額がすぐわかるよう税込み価格で表示することとしています。

それでは、議案第122号の補足説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。

議案第122号 紀の川市営駐車場条例の一部改正については、消費税率の改定に伴う所要の改正及びパークアンドライド推進のための駐車料金の改定を行うものであります。

3ページをごらんをいただきたいと思えます。

紀の川市営駐車場条例の一部を改正する条例ということで、第5条及び第6条を改正するとともに、新しく別表を追加いたしまして、外税とした価格を規定しています。料金につきましては、近隣の民間駐車場の価格を調査した結果を踏まえ、さらにパークアンドライドの推進を図るため、税込み価格が現行の5,100円に据え置きとなるよう価格を設定、また1日単位の駐車場利用にも対応できるよう、1日につき税込み価格で500円ということで、新たに設けたところでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

なお、116ページに、議案第122号の資料として新旧対照表を添付いたしてございますので、御参考にさせていただきたいと思えます。

以上で、議案第122号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 改めて、おはようございます。

議案書の4ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第123号 紀の川市税条例の一部改正について、紀の川市税条例の一部を別紙のとおり改正するものであります。

提案理由といたしまして、主要税法の一部を改正する法律等の公布に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

次のページから順を追って御説明をさせていただきます。

改正本文の2行目、第19条につきましては、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金の条文に係る整理であります。3行目の第47条の2第1項につきましては、個人住民税の公的年金から特別徴収制度を見直すもので、公的年金受給者の納税の便宜の観点から、賦課期日後に市外に転出した者については特別徴収を継続するもので、平成28年10月1日から適用するものであります。

5行目の第47条の5第1項につきましても、同じく個人住民税の公的年金からの特別

徴収制度を見直すもので、仮徴収税額の算定方法を現行の「前年度の2月の本徴収税額と同額」から「仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（免税額）の2分の1に相当する額」に見直し、免税額が2年連続で同額の場合には、徴収される額が一定となるようにするもので、平成28年10月1日から適用するものであります。

12行目の附則第7条の4からは、金融所得課税の一体化に伴う個人住民税の課税の見直しを行うための地方税法等の改正に伴う条文整備で、この附則第7条の4は、附則第19条の2に合わせて引用条項を追加するものであります。

中段の附則第16条の3と次のページをお開きください。

1行目の附則第19条、9行目の附則第19条の2については、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、これらに対する個人市民税の課税方法の見直しを行うものです。

下段から次の7ページにかけての旧附則第19条の3から第20条までと、旧附則第20条の3、旧附則第20条の5につきましては、単に課税表示の計算の細目を定めるものであることから、地方税法の規定と重複するため、今回削除をするものでございます。

8行目以降は、附則で、施行期日等経過措置を規定しております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。

なお、117ページから138ページに、資料として新旧対照表を添付しておりますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上、御審議をお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第124号から議案第127号までの4議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第124号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、地方税法の一部改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するためでございます。

9ページをお願いいたします。

今回の改正は、公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と、上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されたことに伴い、国民健康保険の被保険者に係る所得割額、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、介護納付金課税被保険者に係る所得割額、国民健康保険税の減額の算定に係る所得計算の特例規定について、関係条文の整備を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

改正本文、3行目、附則8項につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う見出し及び条文の整備を行うものでございます。

9行目の附則第11項の改正につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改正したことに伴う見出し及び条文の整備でございます。

中ほど、少し下の附則第12項の改正につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、見出しを上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に改め、第12項を全部改正するものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

1行目から7行目につきましては、本文方式の廃止等に伴う附則規定の削除及びそれに伴う項の繰り上げ規定でございます。

改正附則といたしまして、第1項は施行期日を、第2項は適用区分を規定するものでございます。

次に、議案第125号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するためでございます。

12ページをお願いいたします。

紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

4行目、附則第3条の改正につきましては、地方税法の一部改正により延滞金の割合等の特例について見直すもので、現行の貸し出し、約定平均金利が約1%であることから、納期限後1カ月経過後の延滞金の利率については、「14.6%」が「9.3%」に、1カ月以内の延滞金の利率については、「4.3%」が「3.0%」に引き下がることになります。

改正附則として、第1条は施行期日を、第2条は経過措置を規定するものでございます。

続いて、議案第126号 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書13ページをお願いします。

紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例の一部を別紙のとおり改正するもので、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次の14ページをお願いいたします。

第5条で規定しております使用料を全部改正し、第1項では、使用料について別表に定める金額に消費税等を加えた額により算定することとし、第2項として、第1項で算出した額に10円未満の端数が出た場合の規定処理、第3項は、使用料の減免の取り扱いについて、1号から3号の規定をそれぞれ設けるものでございます。

また、別表を消費税抜きの使用料に改めるものでございます。

附則として、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

次に、議案第127号 紀の川市斎場条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

紀の川市斎場条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしまして、消費税率の改定等に伴い、所要の改正等を行うためでございます。

次の16ページをお願いいたします。

第7条を次のように改めるということで、第1項では、別表を火葬料と施設使用料等に区分し、施設使用料等に定める金額については消費税等を加えた額により算定することとし、火葬料については消費税等を課さないただし書き規定を設けるものでございます。第2項は、使用料の10円未満の端数処理方法の規定、第3項は、現行第2項で規定しておりました減免の取り扱いについて1項を繰り下げるものでございます。

次に、別表を現行斎場使用料として一つの表にしていたものを消費税等非課税の火葬料と課税対象の施設使用料等に区分するものでございます。

附則として、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、4議案の資料といたしまして、139ページから148ページに新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、議案第124号から議案第127号の説明でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

それでは、地域振興部のほうから、議案第128号 紀の川市ふれあいコミュニティセンター条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

センターの位置につきまして、地番構成並びに平成26年4月から消費税率が改正されることに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

次の18ページの改正本文をお開き願います。

改正内容につきましては、第2条で、施設の位置について、「紀の川市桃山町市場2番地」を「紀の川市桃山町市場1番地2」に地番を更正するものでございます。

第6条第1項では、使用料につきまして別表に定める金額に消費税及び地方消費税相当

額を加えた額により算定することとし、使用料の10円未満の端数の処理方法を規定するものでございます。

また、この改正に合わせまして、別表の消費税抜きの使用料に改めるものでございます。附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、本議案の資料といたしまして、149ページ、150ページの新旧対照表をごらんおき願いたいと思います。

○議長(高田英亮君) 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長(服部恒幸君)(登壇) おはようございます。

それでは、保健福祉部所管の議案第129号から議案第132号の4議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第129号 紀の川市介護予防拠点施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書19ページをお願いします。

平成26年4月より消費税率が改正されることに伴い、所要の改正をお願いするのであります。

次の20ページをお願いします。

改正内容は、第6条、使用料を全部改正し、第1項では、使用料について別表に定める金額に消費税及び地方消費税相当分の額を加えた額により算定することとし、第2項で、使用料の10円未満の端数の処理方法を規定するものであります。

また、この改正に合わせ、別表を消費税抜きの使用料に改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第130号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書21ページをお願いします。

今回の改正は、老人憩の家ともぶち荘の廃止及び消費税率が改正されることに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、老人憩の家ともぶち荘につきましては、建物老朽化と地元住民の憩える代替施設が確保できることより廃止するものでございます。

次の22ページをお願いします。

改正内容は、第2条、名称及び位置から、老人憩の家ともぶち荘を削除し、第7条、使用料を全部改正し、第1項で、使用料について別表に定める金額に消費税及び地方消費税相当分の額を加えた額により算出することとし、第2項で、使用料の10円未満の端数の処理方法の規定、第3項で、使用料の減額または免除の規定をさせていただきます。

また、この改正に合わせ、別表を消費税抜きの使用料に改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第131号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、御説明申し

上げます。

議案書23ページをお願いします。

提案理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

次の24ページをお願いいたします。

介護保険条例「附則第11項」を「附則第12項」とし、附則第10項の次に延滞金の割合の特例条文を加えるものでございます。条文内容は、地方税法の一部改正により本則第11条第1項の規定にかかわらず、当分の間条文中の特例基準割合を2%とし、納期限後1カ月経過後及び1カ月以内の延滞金の利率を条文のとおり引き下げるものでございます。

なお、附則第1条で施行期日を、第2条で経過措置を規定してございます。

次に、議案第132号 紀の川市保健福祉センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

消費税率の改正に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

改正内容は、第8条、使用料の条文中に消費税及び地方消費税相当分の額の加算を加え、第2項を追加し、使用料の10円未満の端数の処理方法を規定するものでございます。

また、この改正に合わせ、別表を全部改正し、消費税抜きの使用料に改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、各議案の新旧対照表は、議案書151ページから158ページに添付しておりますので、ごらんおき願いたいと思います。

以上で、議案第129号から議案第132号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第133号から議案第138号までの6議案について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第133号 紀の川市農村改善センター条例の一部改正についての提案説明でございます。

議案書29ページをお願いします。

消費税率の改定に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

次の30ページをお願いします。

改正内容は、第7条、使用料を全部改正し、第1項では、使用料について別表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当の額を加えた額により算定することとし、第2項で、

使用料の10円未満の端数の処理方法を規定するものであります。

また、この改正に合わせ、別表を消費税抜きの使用料に改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

続いて、議案第134号 紀の川市農村婦人の家条例の一部改正についての提案説明で
ございます。

議案書31ページをお願いします。

消費税率の改定等に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

次の32ページをお願いします。

改正内容は、第7条、使用料を全部改正し、第1項では、使用料について別表に定める
金額に消費税及び地方消費税相当分の額を加えた額により算定することとし、第2項で、
使用料の10円未満の端数の処理方法を規定するものであります。

また、この改正に合わせ、別表を消費税抜きの使用料に改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものです。

続いて、議案135号の紀の川市青洲の里施設条例の一部改正についての提案説明で
ございます。

議案書33ページをお願いします。

消費税率の改定に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

次の34ページをお願いします。

改正内容は、第6条の利用料金の第2項を別表に定める金額に消費税及び地方消費税に
相当分の額を加えた額により算定することとし、第3項で、利用料の10円未満の端数の
処理方法を規定するものであります。

また、この改正に合わせ、別表を消費税抜きの料金に改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

続いて、議案136号 紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正についての提案
説明でございます。

議案書35ページをお願いします。

今回の改正は、施設及び設備の整理並びに消費税率の改定に伴う所要の改正をお願いす
るものであります。

次の36ページをお願いします。

改正内容は、第2条、名称及び位置の第2項の各施設の利用実態の整理により、第3号、
休憩所を削除し、第5号にバーベキュー広場、第6号にヘリポート施設を加え、第8条、
利用料金を全部改正し、第1項で、利用料について別表に定める金額に消費税及び地方消
費税相当分の額を加えた額により算定することとし、第2項で、利用料の10円未満の端
数の処理方法を規定するものであります。

また、この改正に合わせ、別表を消費税抜きの利用料に改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものです。

続いて、議案137号 紀の川市観光自動車駐車場条例の一部改正についての提案説明でございます。

議案書38ページをお願いします。

消費税率の改定等に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

次の39ページをお願いします。

改正内容は、第3条、使用料を全部改正し、第1項で、使用料について定める金額に消費税及び地方消費税相当分の額を加えた額により算定することとし、算定した使用料の10円未満の端数の処理方法を規定するものであります。

また、この改正に合わせ、消費税抜きの料金に改めるものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

続いて、議案138号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正についての提案説明でございます。

議案書40ページをお願いします。

消費税率の改定等に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

次の41ページをお願いします。

改正内容は、第9条、利用料金第3項について、別表に定める金額に消費税及び地方消費税相当分の額を加えた額により算定することとし、第4項で、利用料金の10円未満の端数の処理方法を規定するものであります。

また、別表を消費税抜きの使用料に改めるとともに、区分では施設の実態に合わせた区分としたのもでございます。

なお、附則で、施行期日を平成26年1月1日とするものです。

なお、各議案の新旧対照表につきましては、159ページから170ページに添付しておりますので、御高覧お願いいたします。

以上が、議案第133号から議案第138号の提案説明でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第139号から議案第141号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第139号について、御説明申し上げます。

議案書43ページをごらん願います。

議案第139号 紀の川市都市公園条例の一部改正について、紀の川市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしまして、消費税率の改定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

改正内容は、今後消費税のさらなる改正が見込まれることから、消費税課税前の金額を

規定し、不納の際は消費税及び地方消費税に相当する額を加算して納めなければならない旨改めております。

また、使用料につきましては、10円未満の端数の処理方法を新たに規定してございます。

附則で、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第140号について、御説明申し上げます。

議案書48ページをお願いします。

議案第140号 紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について、紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由としまして、消費税率の改定等に伴い、関係条例の一部を改正するためでございます。

次のページをお願いします。

消費税の改定等に伴い、紀の川市公共下水道条例、紀の川市特定環境保全公共下水道条例及び紀の川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、使用料の基本について8%の消費税を含めた金額に改めてございます。また、農業集落排水処理施設の使用料については、10円未満の端数の処理方法を新たに規定してございます。

附則で、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第141号について、御説明申し上げます。

議案書51ページをごらん願います。

議案第141号 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、紀の川市公共下水道事業受益者負担に係る条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由としまして、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、延滞金の割合が軽減されましたので、本市公共下水道事業受益者負担に係る条例の延滞金に係る規定を改正するものでございます。

附則で、公布の日から施行し、平成26年1月1日から適用するものでございます。

なお、3議案の資料としまして、171ページから182ページに新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上、3議案につきまして御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 上 始君。

○水道部長（上 始君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案第142号及び議案第143号について、御説明申し上げます。

議案書の53ページをごらんください。

議案第142号 紀の川市河北河南水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について、紀の川市河北河南水道事業給水条例等の一部改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、消費税率の改定等に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

54ページをお開きください。

第1条は、紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。消費税法等に伴う条例整備と料金を10円単位にすること。また、料金の算定を行うための水道メーターの検針を月初めに実施していますので、検針の日程に合わせた表現に改めるものであります。別表第1及び別表第2は、消費税率の5%から8%に引き上げられることに伴い、改めるものでございます。

第2条は、紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。先ほどの第1条と異なる点は、簡易水道事業給水条例第15条第6項の改正が追加されています。第15条第6項は、加入金の納付時期を紀の川市河北河南水道事業給水条例と統一するために、給水申し込みの際の給水申し込みを承認した際に改めるものでございます。

これ以外の改正は、先ほどの第1条の紀の川市河北河南水道事業給水条例の改正と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

56ページの中段をごらんください。

第3条は、紀の川市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正するものでございます。先ほどの第2条と異なる点は、飲料水供給施設事業給水条例の第31条と第33条の改正が追加されています。第31条と第33条は、字句の表現を改めています。これ以外の改正は、先ほどの第2条の紀の川市簡易水道事業給水条例の改正と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

57ページの下段をごらんください。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

58ページの附則第2項から第7項までは、それぞれの条例の経過措置を定めてございます。

なお、183ページに、資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思います。

次に、59ページをごらんください。

議案第143号 紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正について、紀の川市工業用水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしまして、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

60ページをお開きください。

第3条第1項に、ただし書きを加え、料金を10円単位にするために改めるものであります。次に、第1号から第3号までは、消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、料金を改めるものでございます。第2項は、消費税法等に伴う条例整備と第7条と第12条の改定は、字句の表現を改めるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。附則第2項といたしまして、経過措置を定めてございます。

なお193ページに、資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第144号から議案第155号までの12議案について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第144号 紀の川市学校施設使用条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書61ページをごらんください。

紀の川市学校施設条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしましては、消費税率等が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀の川市学校施設条例の一部を改正する条例でございます。

第4条第1号につきましては、条項中、既存を漢字表記に修正するものです。

第5条第1項につきましては、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない旨規定するものでございます。第2項では、使用料の端数処理について、第3項では、使用料の減免または免除について規定してございます。

第10条につきましても、既存を漢字表記に改めるものでございます。別表につきましては、施設使用料について消費税を含んだ金額から消費税を含まない金額に改正を行うものでございます。

附則につきましては、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書63ページをごらんください。

紀の川市学校給食センター条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしまして、河南学校給食センターの新設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀の川市学校給食センター条例の一部を改正する条例でございます。

第2条の表に、次のように追加をお願いするものでございます。名称、河南学校給食センター、位置として、紀の川市桃山町元142番地3。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第146号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書65ページをごらんください。

紀の川市コミュニティ施設条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

66ページをごらんください。

紀の川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例でございます。

第12条第1項につきましては、別表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない旨規定するものでございます。第2項では、使用料の端数処理について10円未満を切り捨てる旨を規定してございます。別表につきましては、施設使用料について消費税を含んだ金額から消費税を含まない金額に改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第147号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書68ページをごらんください。

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由としましては、社会教育委員が公民館運営審議会委員を兼務することから、所要の改正を行うものでございます。

69ページをお願いします。

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。公民館運営審議会委員の報酬を無償とすることに伴い、紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のうち、別表に記載されている「公民館運営審議会委員」の項を削除するものでございます。

附則につきましては、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第148号 紀の川市公民館条例の一部改正について、御説明申し上げます。議案書70ページをお願いします。

紀の川市公民館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、消費税率の改定等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

紀の川市公民館条例の一部を改正する条例でございます。

第10条第1項から第3項につきましては、納付額の算出、端数処理、使用料の減免について規定してございます。第4項では、公民館運営審議会委員は、社会教育委員をもって充てる旨規定するものです。

第19条につきましては、社会教育委員を兼務することに伴い、公民館運営審議会委員の報酬を無償とする旨改正を行うものでございます。別表につきましては、施設、設備、使用料について消費税を含んだ金額から含まない金額に改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第149号 紀の川市教育集会所設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書74ページをごらんください。

紀の川市教育集会所設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしましては、消費税率が改定等されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

75ページをお願いします。

紀の川市教育集会所設置条例の一部を改正する条例でございます。

第5条各項につきましては、納付額の算出、端数処理及び減免について規定してございます。

第7条第2項につきましては、条項中、既存の表記を漢字表記に修正するものです。別表につきましては、施設使用料について消費税を含んだ金額から含まない金額に改正を行うとともに、西元町教育集会所及び那賀教育集会所の利用時間について、午前9時から午後10時を限度とする旨記載するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第150号 紀の川市IT親子ホール条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書76ページをお願いします。

紀の川市IT親子ホール条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしましては、消費税率が改定等されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀の川市IT親子ホール条例の一部を改正する条例でございます。

第7条各項では、納付額の算出、端数処理について規定してございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

別表につきましては、施設使用料について消費税を含んだ金額から含まない金額に改正を行うとともに、備考として、利用時間について午前9時から午後6時までと明記するものでございます。

続いて、議案第151号 紀の川市歴史民俗資料館条例の一部改正について、御説明申し上げます。

78ページをお願いします。

紀の川市歴史民俗資料館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしましては、施設管理の見直しに伴い、必要な事項を定めるためでございます。

次のページをごらんください。

紀の川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例でございます。

第2条に規定する位置について、「671番地1、672番地の複数番地」から「671番地1」の代表番地のみの表示に改正するものでございます。

次の第3条から新たな条文を加えるため、繰り下げ規定でございますが、これに加えて、第5条中、平仮名まじりで記載の既存を漢字表記に改めるものでございます。

第5条各項では、第1項で使用料について、第2項では端数処理について、第6条各号では、使用料の減免を、第7条では、使用料の返還について規定してございます。本条例では、管理についての規定がございませんでしたので、第3条として、資料館は教育委員会が管理する旨規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。別表として、研修室の使用料を消費税を含んだ金額から含まない金額に改正するとともに、備考として、市外移住者の使用料の取り扱いについて記載してございます。

続きまして、議案第152号 紀の川市文化施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書81ページをごらんください。

紀の川市文化施設条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしましては、消費税率が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

82ページをごらんください。

紀の川市文化施設条例の一部を改正する条例でございます。

第8条各号において、納付額の算出、端数処理及び減免について規定してございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

別表につきましては、施設使用料について消費税額を含んだ金額から含まない金額に改正を行ったものです。備考として、市外移住者、利用者が入場料、またはこれに類するものが徴収する場合の使用料、延長料金の割り増し、端数処理について記載してございます。

続きまして、議案第153号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について、御説明

申し上げます。

議案書87ページをごらんください。

紀の川市社会体育施設の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしましては、施設の整理及び消費税率の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

88ページをごらんください。

紀の川市社会体育施設条例の一部を改正する条例でございます。

第1条の別表第1中のうち、貴志川スポーツ公園の表中の「ゲートボール場」を削除、打田総合スポーツ公園表中の「紀の川市打田体育館」を削除、また、「紀の川市打田プール」の項を削除し、紀の川市貴志川社会体育施設夜間照明の位置を紀の川市貴志川町井ノ口1411番地10に改め、次の項に、名称、「紀の川市桃山社会体育施設夜間照明」、位置、「紀の川市桃山町調月1101番地」を追加し、表中の「紀の川市調月ゲートボール場」の項を削除し、次に、第1条の改正により、別表第2については、使用料の表の削除を行うものであり、トレーニングルームについては、使用料の区分の見直しをお願いするものです。別表第2第5項第3号の表、つまり貴志川社会体育施設夜間照明の利用者欄の語句の整理を行うものであり、その次の欄に、「桃山社会体育施設夜間照明の使用料」を加えるものでございます。別表第2中第9項は、調月ゲートボール場使用料の表となっておりますが、削除しているため、次の項を繰り上げるものでございます。

議案書89ページ下段の第2条、社会体育施設条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項として、管理者において施設の利用を認めるときは、別表第2に定める金額に消費税分を加算した使用料を「全納するもの」と新たに加え、次の第2項、第3項では、端数処理及び減免について規定してございます。

次に、別表第1中、「紀の川市丸栖北広場」の項を削り、紀の川市打田総合スポーツ公園の「打田グラウンド」を削除、次の欄の「粉河プール」を削除し、その欄に新たに、名称、「紀の川市パークゴルフ場」、位置、「紀の川市窪598番地1」を追加するものです。次に、「紀の川市桃山グラウンド」の項及び「紀の川市那賀若者広場」の項を削除するものです。別表第2を次のように改める。別表第2については、別表第1の施設の削除に伴い、当該施設の削除を行い、第3項に紀の川市パークゴルフ場のオープンに向けて使用料を制定するものであります。また、別表第2項は、消費税率の改正に伴い、改正してございます。

附則につきましては、この条例中、第1条は、公布の日から、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第154号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書97ページをごらんください。

紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由といたしましては、消費税率が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

98ページをごらんください。

紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部を改正する条例でございます。

第6条各項では、納付額の算出、端数処理及び減免・免除について規定してございます。別表につきましては、使用料について消費税を含んだ金額から含まない金額に改正した表となっております。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第155号 紀の川市立調月北部集会所条例の廃止について、御説明申し上げます。

議案書99ページをごらんください。

紀の川市立調月北部集会所条例を別紙のとおり廃止するものとする。

提案理由といたしまして、調月北部集会所については、地域の振興を図り、地域の自主性を尊重し、自治区に移管するためでございます。

次のページをごらんください。

紀の川市立調月北部集会所を廃止する条例でございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、196ページから246ページに、資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上、教育部から12議案の説明をさせていただきました。御審議、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前10時59分）

○議長（高田英亮君） 再開いたします。

教育部長より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 先ほど議案説明をさせていただきましたが、議案第155号、附則のところ、この条例は、「平成26年4月1日」から施行ということで御説明させていただきましたが、「公布の日」から施行という誤りでございましたので、訂正をお願いし、おわびいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） それでは、補足説明を続けます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、続きまして、101ページお願いいたします。

議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について、御説明をさせていただきます。

別冊でお渡しの予算書、平成25年度紀の川市の一般会計補正予算（第3号）の1ページをお開き願います。

平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正額は3億7,688万2,000円で、補正後の予算総額は333億8,459万1,000円となります。

第2条では、債務負担行為を追加する旨規定しております。

2ページお開き願います。

第1表、歳入では、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入の増減をしております。

続きまして、3ページから4ページにかけては、2款、総務費から10款、教育費まで、事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

続いて、5ページお願いいたします。

「第2表、債務負担行為補正」として、旧貴志川町、旧貴志川分庁舎耐震補強、内部改修設計委託として、平成26年度に900万円を限度に新た追加をしております。全体の事業費が1,200万円で、差し引き300万円については今回の補正予算で計上をしております。

次の9ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明申し上げます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金4,796万1,000円と次の2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金393万円は、歳出の補正に伴い増額をしております。

6目、総務費国庫補助金4億272万4,000円は、地域の元気臨時交付金です。この交付金については、今年度限りの特別措置として経済対策における公共事業の追加事業等の財源として、本市の場合は地方負担総額の9割相当分が交付されるものでございます。

続きまして、15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金2,398万1,000円も、同じく歳出の増額に伴う県負担金でございます。

次のページの2項、県補助金、2目、民生費県補助金440万9,000円。

5目、農林業費県補助金61万2,000円、同じく歳出に伴う増額です。

6目、土木費県補助金134万1,000円、これは桃源郷運動公園陸上競技場観覧場のベンチ修繕工事に当たりまして、紀州材を使用することから県補助金の対象となっております。

続きまして、17款、寄附金、1項、寄附金、2目、教育費寄附金940万8,000円の増額です。これは、財団法人那・婦・連奨学会が解散しまして、残余財産を教育振興のためにと、本市に御寄附をいただいたものでございます。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、財政調整基金からの繰入金は1億1,800万3,000円の減額となっております。

20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入30万5,000円、紀の海広域施設組合周辺対策事業精算金のほか、障害支援区分認定モデル事業の助成金でございます。

次の11ページをお願いいたします。

2目、過年度収入21万4,000円、これは国・県負担金の過年度分でございます。

歳入については、以上であります。

続きまして、12ページ、歳出のほうの主な事業のみ御説明をさせていただきたいと思っております。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費322万4,000円、粉河中学校移転訴訟ほか2事案の弁護士への報酬金でございます。

次の6目、財産管理費300万円、債務負担行為でも申し上げましたが、貴志川分庁舎耐震補強、内部改修設計委託料として、1階フロアを図書館、2階フロアを国営総合農地防災事業和歌山・平野地区事務所に貸し付けをするために必要な内部改修工事の実施設計費用でございます。

次の8目、企業立地推進費173万6,000円、台風18号により崩落しております桃山第2工業団地ののり面の修繕工事費です。

それから、14目、地域情報通信基盤管理費91万1,000円は、光ケーブルの移設経費でございます。

17目、基金費、このうち人材育成基金につきましては、歳入で申し上げた財団法人那・婦・連奨学会からの寄附金全額をこの基金に積み立てをしております。また、地域振興基金積立金については、地域の元気臨時交付金のうち1億5,000万円を積み立てするものでございます。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、障害者総合支援費9,029万1,000円、このうち20節の扶助費7,298万3,000円の増額で、これは新規利用者の増などを今後のサービス給付費の見込みによる増額としております。

14目の地域包括支援センター費350万円の増額、ケアプラン作成委託件数の増加による補正であります。

次の2項、児童福祉費、6目、児童福祉施設費2,565万2,000円の増額、この中で、13節、委託料2,321万9,000円は、広域保育委託料と私立保育園運営委託料を増額としております。また、11節、需用費と18節、備品購入費は、来年度から中貴志保育所での2歳児受け入れに伴う事務経費を計上しております。

14ページお願いします。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費573万4,000円、うち可燃ごみ委託料として550万円を計上しております。

15ページお願いします。

7款、商工費、1項、商工費、4目、観光施設費253万6,000円、台風18号により被災したきしべの里細野溪流キャンプ場の復旧工事でございます。

次の8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路橋梁費移設改良費、歳入で御説明いたしました地域の元気臨時交付金を財源として充当しており、一般財源から国県支出金に財源を振りかえとしております。

次の4項、都市計画費、6目、運動公園管理費336万円は、歳入で申しあげましたように、桃源郷運動公園陸上競技場観覧場ベンチ修繕工事費を計上しております。

次のページお願いいたします。

10款、教育費、3項、中学校費、1目の学校管理費491万8,000円、新粉河中学校の燃料費と光熱水費を増額としております。

それから、5項、社会教育費、2目、公民館費242万4,000円、丸栖コミュニティーセンター下水道接続工事の増額分でございます。

次のページの6項、保健体育費、3目の体育施設管理費143万9,000円については、那賀体育館と粉河体育館の修繕工事でございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議をお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） 議案書102ページ。

議案第157号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお願いしたいと思います。

平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出の総額にそれぞれ1億7,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,385万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ以降の「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

補正の主な内容につきましては、各介護サービス給付費及び予防サービス給付費の大幅な増加並びに地域支援事業の2事業であります紙おむつ購入助成の利用者の増加により、助成券給付費の補正であります。特に、居宅介護及び予防サービス給付費受給者の増加が補正要因となっております。

なお、財源であります。保険料につきましては、決算見込みで捻出した上の予算編成を行い、その他の財源は制度内の財源充当を、不足分につきましては介護給付費準備基金の繰り入れによる予算措置をお願いするものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 上 始君。

○水道部長（上 始君）（登壇） それでは、議案第158号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

第1条として、予算総額に歳入歳出それぞれ2,699万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億4,757万8,000円に補正をお願いするものでございます。

第2項、補正後の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるところです。

第2条の地方債の変更は、4ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

5ページの補正予算事項別明細書をお開きください。

補正の内容につきましては、歳入の3款、国庫支出金の増額は、高野・五百谷簡易水道再編推進事業の増額に伴うものです。

5款、繰入金は、3款、国庫支出金と8款、市債の収入の増加により減額調整を行うものであります。

8款、市債の増額についても、事業費の増額に伴うものであります。

歳出につきましては、6ページをごらんください。

1款、衛生費の増額については、麻生津簡易水道拡張事業において国庫補助金を満額受けるために、工事の追加施工を行うものであります。また、高野・五百谷簡易水道再編推進事業において、中央監視システムの改造費が国庫補助対象に認められましたので、工事の補正をお願いするものでございます。

御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第159号から議案第169号までの11議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第159号につきまして、御説明申し上げます。

議案書104ページをごらん願います。

議案第159号 権利の放棄について、次の権利の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、放棄する権利、市営住宅使用料に係る債権。2、債務者、
_____ 3、放棄する債権の額、市営住宅使用料24万円。4、
権利放棄の理由、債務者の死亡、相続人の相続放棄及び保証人もいないことから、償還も
不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

提案理由といたしまして、回収が不能となりました市営住宅使用料に係る債権の権利を放棄するためでございます。

続きまして、議案第160号について、御説明申し上げます。

議案書105ページをごらん願います。

議案第160号 権利の放棄について、次の権利の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、放棄する権利、市営住宅使用料に係る債権。2、債務者、
3、放棄する債権の額、市営住宅使用料66万3,060円。4、権利の放棄の理由、債務者の死亡、相続人の相続放棄及び保証人から償還も不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

提案理由としましては、回収が不能となりました市営住宅使用料に係る債権の権利を放棄するためでございます。

続きまして、議案第161号について、御説明申し上げます。

議案書106ページをごらん願います。

議案第161号 権利の放棄について、次の権利の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、放棄する権利、住宅新築資金貸付金及び住宅取得資金貸付金に係る債権。2、債務者、
3、放棄する債権の額、住宅新築資金国費貸付金440万3,396円、内訳は、元金383万7,948円、利息56万5,448円、住宅新築資金県費貸付金95万1,587円、内訳は、元金80万円、利息15万1,587円、宅地取得資金国費貸付金262万216円、内訳は、元金242万889円、利息19万9,327円。4、権利の放棄の理由、債務者は、病気と障害で労働できず、その妻も病気で失業、また連帯保証人も失業しており、いずれも資産がなく償還不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

提案理由としましては、回収が不能となりました住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権の権利を放棄するためでございます。

続きまして、議案第162号について、御説明申し上げます。

議案書107ページをごらん願います。

議案第162号 権利の放棄について、次の権利の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、放棄する権利、住宅新築資金貸付金に係る債権。2、債務者、
3、放棄する債権の額、住宅新築資金国費貸付金534万7,653円、内訳は、元金429万6,283円、利息105万1,370円。4、権利放棄の理由、債務者及び連帯保証人ともに死亡、火災により半焼した建物を除去、宅地を処分したため、資産がなく償還不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

提案理由としましては、回収不能となりました住宅新築資金貸付金に係る債権の権利を放棄するためでございます。

続きまして、議案第163号について、御説明申し上げます。

議案書108ページをごらん願います。

議案第163号 権利の放棄について、次の権利の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、放棄する権利、住宅新築資金貸付金に係る債権。2、債務者、_____
_____ 3、放棄する債権の額、住宅新築資金県費貸付金163万7,497円、内訳は、元金139万6,648円、利息24万849円。4、権利放棄の理由、債務者及び連帯保証人ともに死亡、相続人らは生活保護受給、破産及びひとり親家庭の事由により償還不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

提案理由としましては、回収が不能となりました住宅新築資金貸付金に係る債権の権利を放棄するためでございます。

続きまして、議案第164号 紀の川市道路線の認定について、御説明申し上げます。

議案書109ページをごらん願います。

道路法第8条第2項の規定により、紀の川市道路線の認定をお願いするものでございます。

提案理由につきましては、城賀団地線は宅地分譲開発により開発されました畑野上字城賀地内の1、指定道路を紀の川市開発指導要綱35条の規定に基づき、寄附を受け入れし、新たに認定するものでございます。

続きまして、議案第165号 紀の川市道路線の認定について、御説明申し上げます。

議案書110ページをごらん願います。

道路法第8条第2項の規定により、紀の川市道路線の認定をお願いするものです。

提案理由につきましては、平成25年4月5日都市計画道路の変更に伴い整理するもので、後の議案168号で名手駅前穴伏線を廃止し、供用部分を新たに名手駅前2号線として認定するものでございます。

続きまして、議案第166号 紀の川市道路線の認定について、御説明申し上げます。

議案書111ページをごらん願います。

道路法第8条第2項の規定により、紀の川市道路線として認定をお願いするものです。

提案理由につきましては、権利者及び地元自治区からの申し出を受け整理するもので、後の議案169号で嶋3号線を廃止し、当該路線の一部区域を改めて嶋3号線と認定するものでございます。

続きまして、議案第167号 紀の川市道路線の廃止について、御説明申し上げます。

議案書112ページをごらん願います。

道路法第10条第3項の規定により、紀の川市道路線の廃止をお願いするものです。

提案理由につきましては、県道和歌山橋本線の新設に伴い、紀の川堤防敷の占用を廃止してしました紀の川南部線の認定を廃止するものでございます。

続きまして、議案第168号 紀の川市道路線の廃止について、御説明申し上げます。

議案書113ページをごらん願います。

道路法第10条第3項の規定により、紀の川市道路線の廃止をお願いするものです。

提案理由につきましては、名手駅前穴伏線は、さきの議案第165号、名手駅前2号線の認定と同じく、都市計画道路の変更に伴う市道路線の整備のための廃止でございます。

続きまして、議案第169号 紀の川市道路線の廃止について、御説明申し上げます。議案書114ページをごらん願います。

道路法第10条第3項の規定により、紀の川市道路線の廃止をお願いするものです。

提案理由につきましては、嶋3号線は、さきの議案第166号、嶋3号線の認定と同じく、地権者及び地元自治区からの申し出を受け、整理するための廃止でございます。

なお、議案第164号から議案第169号の6議案の資料としまして、247ページから252ページに位置図を添付してございますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上、11議案につきまして、よろしく願いいたします。

○議長(高田英亮君) ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第2のうち、諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日、直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号については、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

それでは、諮問第7号について、質疑、採決を行います。

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦についてに対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、採決を行います。

お諮りします。

諮問第7号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

日程第3 議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第3、議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） ただいま議題になっております議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

提出者は、私、石井 仁です。賛成者は、中村真紀議員であります。

提案理由は、市民にとって大きな負担となっている国民健康保険税を引き下げのために改正を行うものです。

改正点は、平成26年4月1日からの国保税率の変更と、それに合わせて軽減措置、緩和措置にかかわる税率の変更を行うものです。

改正内容は、医療分では、所得割を現行「6.5%」から「6.2%」に、資産割を「40.0%」から「37.5%」に、均等割と平等割をそれぞれ「2万5,000円」から「2万3,100円」に引き下げます。

後期高齢者支援金分では、所得割を現行「2.0%」から「1.7%」に、資産割を「10%」から「9.30%」に、均等割と平等割をそれぞれ現行「2,700円」から「2,500円」に引き下げます。

介護分では、資産割を現行「8.0%」から「7.5%」に、均等割と平等割をそれぞれ現行「7,100円」から「6,500円」に引き下げる内容となっています。

法定軽減分についても、税率の変更に合わせて引き下げを行っています。

これらの改正を行うことにより、国保税の負担を全体でおよそ6.5%引き下げ、紀の川市の国保加入世帯約1万1,000世帯、約2万500人に対し、1世帯当たり1万円、1人当たり約5,000円の引き下げとなります。引き下げに伴う財源は、国保事業運営基金の活用と一般会計からの市独自の繰り入れを想定しています。

国民健康保険は、被用者保険に入れない自営業者や農業者などが強制的に加入する医療保険であり、誰もが安心して保険証一枚で医療を受けられる国民皆保険制度の最後の砦でもあります。にもかかわらず、保険料負担は被用者保険の2倍近い負担を強いられ、傷病手当も法定給付ではありません。紀の川市では、全体の4割の世帯、3割の方が国保に加入しています。

この条例改正案の税率が、加入者にとって、また被用者保険と比べて十分な引き下げかということ、そうではないかもしれません。しかし、紀の川市の国保加入者の負担を少しでも軽くすること、それにより営業や暮らしを支えるためにこの条例改正案を提出させていただきました。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高田英亮君） これで、議員提出議案第1号についての提案理由の説明を終わります。

日程第4 議会広報特別委員会の設置について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第4、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会活動や議会での審議内容を広く市民に周知することを目的に、議会広報の発行やその他の手段に関して必要な事項を調査研究するため、9人の委員で構成する議会広報特別委員会を委員会条例第6条の規定により設置し、調査目的終了まで閉会中の継続調査といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、9人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、調査目的終了まで閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定により、議長において指名いたします。

議会広報特別委員会委員に、6番 大谷さつき君、7番 石脇順治君、8番 中村真紀君、10番 坂本康隆君、11番、亀岡雅文君、13番 竹村広明君、15番 西川泰弘君、18番 上野 健君、21番 森田幾久君。

以上、9名を指名いたします。

ただいま議会広報特別委員会委員が選任されましたが、委員会条例第8条第1項及び同条第2項の規定により、ただいまから委員会を開催していただき、委員長及び副委員長を互選願います。

ここで、委員会開催のため、暫時休憩します。

（休憩 午前11時35分）

（再開 午前11時39分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、議会広報特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に森田幾久君、副委員長に西川泰弘君が互選されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

なお、あすから23日までは議案精査日とし、12月24日火曜日、午前9時30分よ

り再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午前11時40分）